

第11回教育委員会会議

1 日時 令和5年8月1日（火） 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
筋原 章博	生野区長兼生野区担当教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
本 教宏	第1教育ブロック担当部長
松田 淳至	第2教育ブロック担当部長
富山富士子	第3教育ブロック担当部長
中道 篤史	第4教育ブロック担当部長
中林万智子	こども青少年局幼保施策部長
村川 智和	総務課長
山東 昌弘	学事担当課長

中野 泰志 教職員服務・監察担当課長
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長
中條 勝統 生野区役所地域活性化担当課長兼生野区教育担当課長
高野 亜矢子 こども青少年局幼稚園運営企画担当課長

伊藤 純治 教育政策課長
柳澤 成憲 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第70号	審査請求に対する裁決案について
議案第71号	東桃谷小学校と勝山小学校の学校再編整備計画の策定について
議案第72号	大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第15条第1項第5号の適用等について
議案第73号	市会提出予定案件（その5）（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案について）
議案第74号	職員の人事について
議案第76号	職員の人事について
協議題第20号	令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
協議題第21号	市立幼稚園の認定こども園化モデル実施にかかる認可等について

なお、議案第74号及び第76号については会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第73号、協議題第20号及び第21号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第70号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、公文書の公開請求への審査請求に対する裁決として却下とするものである。事実の概要について、令和2年3月2日、平成27年度の人事監察委員会教職員分限懲戒部会に諮るために決裁を受けた処分案と教育委員会会議に諮るために裁決を受けた処分案が異なる案件の決裁文書に対する公開請求があった。教育委員会は、本件請求に係る公文書を特定した上で、本件文書のうち、処分案、処分事由、処分内容、量定の考え方、その他処分内容を類推し得る情報を非公開情報と判断し、同月16日付で部分公開決定を行った。この決定に対して、審査請求人から教育委員会に対し、翌4月7日に本件決定を不服として審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った。教育委員会は、公開請求時点において、教育委員会会議の議事録に掲載されることにより公にされていた部分について、審査請求人が主張するとおり公開することとし、令和5年3月1日付で本件決定の取消決定を行うとともに、当該非公開情報について部分公開決定をした。本件審査請求は、本件決定を取消し、本件請求に係る公文書の公開を求めるものであったが、同審査会における審議を経る前に、教育委員会が本件取消決定を行ったことにより、審査請求の利益がなくなっており、本件審査請求が不適法なものとなっている。このため、教育委員会が審査庁として、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定によって本件審査請求を却下するものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第71号「東桃谷小学校と勝山小学校の学校再編整備計画の策定について」及び議案第72号「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第15条第1項第5号の適用等について」を一括して上程。

筋原生野区長兼生野区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第71号は、大阪市立学校活性化条例、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の規定に基づき、東桃谷小学校と勝山小学校の学校再編整備計画案を審議いただくものである。本計画案の適正配置対象校として、東桃谷小学校、勝山小学校、適正配置関係校として義務教育学校生野未来学園がある。規模の適正化方法について、東桃谷小学校と勝山小学校を統合することとする。ただし、勝山小学校については、校区が南北に細長いため、児童の登下校の負担や安全面を考慮し、区域の一部を生野未来学園の通学区域に変更

することとする。現在の勝山小学校の通学区域のうちの北側の部分については、統合後の小学校区、南側の部分については生野未来学園校区に変更する。実施時期については令和8年4月とする。学校施設の整備計画について、現在の東桃谷小学校の校地を活用し、再編後の児童の受入れのため、既存校舎の改修工事を実施する。学校再編整備後の通学路と安全対策について、実線が現在の通学路、点線が再編後の通学路案で、安全対策は、図にはグリーンライン舗装について記載しているが、計画策定後に保護者、地域の方をメンバーとする学校適正配置検討会議を開催し意見交換を行い、必要に応じた対策を講じていく予定である。児童数及び学級数の推移及び今後の見込みであるが、統合後の学校については、児童数は300人前後、学級数は全学年2学級で、合計12学級となる見込みである。勝山小学校の通学区域の一部を変更した後の生野未来学園については、児童数は570人前後、学級数は19学級となる見込みである。今回の計画案を検討するに当たり、勝山小学校の児童の保護者並びに校区内の未就学児の保護者を中心に意見交換を行ってきたが、校区を分けることに對し、既に出来上がった子どもたちの友人関係やきょうだい関係による様々な不安を感じる声やご要望をいただいていた。これらの保護者からの不安解消、要望にお応えするために、三つの措置を講じることとする。学校再編整備の実施に伴う中学校の指定の変更等についてであるが、1点目は、学校再編整備の実施の前年度の3月に勝山小学校の1年から5年生として在籍する児童については、令和8年4月の学校再編整備の実施時に限り、統合後の小学校または生野未来学園に就学校の指定を変更できることとする。2点目は、勝山小学校の通学区域の変更に伴い、桃谷中学校の通学区域の一部についても義務教育学校生野未来学園の通学区域に変更となるが、令和8年3月に桃谷中学校に在籍している生徒については、卒業までの間、教育的配慮から桃谷中学校に在学のままとする。3点目は、勝山小学校並びに桃谷中学校の通学区域のうち、生野未来学園校区に変更する区域については、再編後は生野未来学園が就学指定校になるが、調整区域として小学校は令和14年度入学まで、中学校は令和20年度入学までに限り、統合後の小学校並びに桃谷中学校も選択できるようにする。1点目の学校編成時に在籍する児童は、統合後の小学校または生野未来学園に就学校の指定を変更できるといった措置については、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第15条第1項第5号を適用するものとなるが、同じく規則第15条第2項により、適用実施については教育委員会会議の議決によることとされており、議案第72号を同時にお諮りしている。先ほど申しあげた措置を実施するため、規則第15条第1項第5号の適用並びに生野区の就学制度の改

善の方針について、確認いただくものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 この案の内容に関しては、区長のご説明のとおり非常によく考えられていて、今後の日本の学校教育の1つの実験にも繋がるような面もあると思いますので、是非積極的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。そういう意味で、教育委員の一人として、このご説明いただいている案が非常に適正なものであると考えておりますけれども、寧ろ実際に取り組んでいくときに、自分が保護者の一人として、自分の子どもに今後の対応をしていくときに、この校区に子どもがいるという場合には、多分もう1つの問題ですけれども、不安だし希望も、あるいは願望もあるのだと思います。ですから、そうしたことを協力して一緒に新しい教育学校制度のものに繋がるような進め方をしていくという意味で、今、ご説明いただいた三つのうちの1番のここについて、是非現実に合うような丁寧な説明を、機会を設けて繰り返し行っていただくことが望ましいのではないかと。これは教育委員会が決定することとは直接には関係しておりませんが、繰り返しになりますが、これまでも申しあげてきたことですので、説明を丁寧に意見交換しながら、要するに、子どもたちの未来のために一緒につくっていくという、そういう趣旨ですので、後で怨恨であるとか障害であるとか、そういうことを感じることものないような取組を、是非お願いしたいと思っております。

【筋原生野区長兼生野区担当教育次長】 ありがとうございます。これまでも保護者の方々には意見聴取やアンケートも行っており、校区の変更、指定校変更に係る措置で、今回の方針案で進めていく旨をご説明してきていますけれども、計画策定後も学校とも相談等しながら、保護者の方々に内容を十分にご理解いただけるように丁寧に進めてまいります。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

協議題第20号「令和6年度使用小学校教科用図書の採択について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日の配付資料は、議案書と答申資料、調査の観点となっている。前回の教育委員会会議にて、答申資料等について調査の観点における採択地区ごとの重点化、総評の見方などを含めてご説明した。本日は、各地区部会にて審議された内容を踏まえ、各採択地区にお

ける種目ごとに優位性の高い発行者についてお示しする。その際、各種目の優位性の高い発行者2者とその中からより優位性の高い発行者1者をご説明する予定である。なお、その優位性の高い発行者について、本来、各地区部会の部会長である各教育ブロックの部長よりそれぞれ口頭でご説明する予定としていたが、本日は協議の時間を確保するという観点から口頭での報告は割愛し、その説明内容を文章でまとめたものと、参考としてそれらを一覧にまとめたものを参考資料として配付している。

本協議題については、8月8日に公開で開催する教育委員会会議にて採択を行う予定にしているが、本日は配付している資料やただ今の説明を踏まえ、質問、意見等を頂戴し、来週の会議での円滑な議論及び採択に向けて協議賜れればと存じる。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 今、指導部長から説明を受けました。これから協議を進めてまいりたいと思いますが、今の説明にございましたように、答申資料に基づいて各採択地区における優位性の高い発行者ということで、一覧表をそれぞれの地区ごとのコメント、これは地区ごとに1地区1ページずつにまとめられておりますけれども、これを表にまとめたものがこの1表にまとまっているということかと思えます。これをご覧になったうえで、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思えます。従前でしたら、地区ごとに、国語においては、例えば東書と光村、中でも東書がより高い優位性があるというようなことを事務局の方で答申に沿って整理をしたものをご説明してきたかと思えます。表でまとめられております方は、例えば国語でございまして第1地区から第4地区まで、現行では東書で4地区とも採択をしてきたということかと思えます。今回の結果としては、東書で二重丸が入っており、光村で丸ということですので、優位性では東書の方があるというような見方となっております。

【大竹委員】 基本的にはそれぞれの地区の方が選ばれた教科書を中心ということである方が、私どもが言うよりはより実際に現場で教える先生方に寄り添うと思えます。全般共通ですけれども、例えば国語の場合でいくと、全て東書が一番で光村が二番ということですが、各地区の例えば光村の第1地区で見ると具体的な場面が想定しにくいから少し配慮が必要だということが書いてあります。では東京書籍の方ではそれはしっかり具体的な場面が想起しやすいというふうに判断して良いのでしょうか。要は、いずれのところもそうですけれども、配慮が必要だということは裏を返せば一番に選んだのはそういっ

たところが配慮されているというような見方でよろしいのでしょうか。特に、例えば第1地区、第2地区、第3地区、それぞれ最優先とその理念というふうにありますけれども、配慮が必要だと言われているところは、やはり違いますね。そういう意味で見ると、その違いというのはどういうふうに出てくるのかなと。例えば書写でいくと東書と光村が人気になっていると。それぞれの地区で、こういった違いは地区の差によるのかそれとも教える側の教え易さによるものかというようなところが、もう少し何か説明をしていただけると我々も理解しやすいです。配慮が必要だというのは必要だろうけれども、ではそういった配慮が必要ではなくて良いことばかり書いてあるところについては、きちんとそういった点は改善されているのかなど、その辺りを少し解説していただけると、我々も見方としてそういう見方もあるのだなというふうに感じることができますので、是非どの部門でも結構ですけれどもお教え願えればと思います。

【本第1教育ブロック担当部長】 先ほど国語でご指摘があったところですが、同じ光村図書の中で言うと、児童と日常生活を結びつけて考えられるよう配慮が必要というコメントがあり、他のブロックで言うと、片やそういうところが想起されるページが設定されており、そういう興味・関心を持って取り組める工夫がされていると。これは相反するように思いますが、それぞれ違う場面を言っておりまして、第2地区の方から申しますと、書く活動について、そういった日常生活との繋がりを想起させるページは設定されていると。第1地区で言うと、実はそれは書くことではなくて聞くことを指していまして、その辺りが若干やはり分かりにくい表現になっているのかなというのは我々の中では話をしていたところでございます。今回、特に4地区に分けて採択をするということで、それぞれの地区の特性に応じて専門調査会にも依頼をかけておりますので、特に、やはり第1地区で言いますと、書くことの前に、やはり話すことであるとか聞くことを重要視して専門調査会で見たときに、こういった日常生活を結びつけて考えられるような配慮が必要であるというふうな観点になっておりますので、それぞれやはり地区の状況に応じたコメントになっているかなと考えております。書写の方もそれぞれずっと地区ごとに、例えば第1地区でありますと、国語以外の学習や生活に生かすのは少ない。第2地区で言いますと、他教科で生かす具体的な学習内容の提示が乏しい。第3地区で言いますと、教科等横断的な工夫が見られる。第4地区ですと、他教科の題材や言語活動が充実していると。やはりそれぞれの地区に応じた、子どもたちの特性などを見た上で、それぞれの専門調査会で自分のところの地区で言うと、どういう特性があってこの教科書がどうやって活用されるのか

というところを見た上で判断をして、こういった表記になっているというところでございます。

【多田教育長】 観点と中でも特に重点化をしているところの差があって、その重点化した点についてのコメントを整理して文章化している、そういう理解ということですね。

【本第1教育ブロック担当部長】 はい。

【異委員】 現場の先生を含めて専門調査会で厳選されたと思いますので、基本的には尊重したいと思っております。いただきました資料で私たちには二重丸と丸、そして詳細をいただいていますけれど、これをどのように決定しているのか、専門調査会に数人いらっしゃると思いますけれど、どのようにこれを二重丸にしてというふうに決めているのか、多数決なのか、一人の長の人の意見でコミュニケーションを取っているのか、その辺りの決定の過程ですね、そこを簡単に教えていただけますでしょうか。

【中道第4教育ブロック担当部長】 全ての地区に共通しているかどうかは分かりませんが、基本的には第4地区でありましたら、学校調査会の先生方の意見を踏まえて、専門調査会の専門委員の先生方がさらにそれを総合的に判断いたしまして、それぞれの地区部会に報告として上げてこられます。そのときには2者で一応こういう形で重点化の項目も含めて、こういう優位性がありましたという説明を聞きます。その地区部会のそれぞれの選定委員の皆さんの中で質問やご意見をいただいて、その中で最終的に、質問がたくさん出る種目もありますし、それで良いです、大丈夫ですという場合もありますけれども、基本はその中で合意をされた上で最終的に了承されて、今回、二重丸、丸という結果に結びついてここに表れてきているというのが大まかな流れになっております。

【異委員】 多分、個々それぞれ、いろいろな意見、観点があって反対意見や意見が食い違うこともあると思いますが、それをどのように決定に経過として進まれているのか、少し細かいですが確認としてお願いします。

【富山第3教育ブロック担当部長】 第4地区と基本的に同じですが、地区部会では、それぞれ重点を置いた観点等の評価を定量的に検討する中で、2者があがってきて、それぞれ2者について大きな特徴、いわゆる優れた視点の中でもここがより大きな特徴であるということの説明を受けます。その後、差異ですね。先ほど大竹委員がおっしゃられました、すなわち配慮・工夫を要する点、こちらにはそれがありますと、でももう1者はこの点はいいのですというような説明を受けて、その説明に基づきまして我々も確認

をして、良ければ良い、もう少し議論を深めたいという意見があれば、そこを議論していくというやり方でいたしました。

【平井委員】 基本的には現場が選んだらよいと思います。おさえておかなければならないことが、学習指導要領の改訂に伴い、内容も変容しており、かなり練られたテキスト構造になっているということです。従来なら1教科の中で特定分野のみを扱っていましたが、今回の改訂はまさに教科横断的なものが増えています。複数教科が混じり合い、まさに文理融合的な傾向も見受けられました。その意味で、現場がいかに教材を扱っていくかが問われるところですから、教科書を選んだ以上、指導方法や評価方法もしっかりと明示してほしいと思います。指導部がセンターと連携して、どのような展開をしたら効果が出るのかなどのサンプルも示してはいかがでしょうか。また、教科書会社にも大阪市教育振興基本計画を示すなどして、ワークや補助プリントが作成しやすいデータ提供をお願いするのも大切です。前年踏襲にならないように現場の声も聞きながら合理的な仕組みづくりも考えてほしいと思います。

【森末委員】 もちろん、現場で積み上げていただいたものを尊重するという前提でおります。ただ、教育委員会として最終決定権がありますので、そのときに、どういう決定過程をしたらいいのかという話になります。もちろん、この間に積み上げていただいた分が出てきたのが答申ということになります。かなりの分厚い資料もいただいて大変だと思います。本当に敬意を表しますが、大竹先生もおっしゃったように、結局、最終的には、配慮を要するとか工夫が必要であるとか、減点があったりするものと減点がなくそれなりに工夫があるとかいうことで、二重丸と丸とノーマークと、こういうふうになります。そうすると工夫が必要である、配慮がない、記述が少ない、多いなどそういうことを書いてありますけれども、では二重丸の方はそれがきちんとしているのかということも見ていかないといけませんので、事前に、工夫を要する、配慮を要するなどというところについて、具体的にその教科書のどの辺りですかということについて、少し資料を作ってくださいねとお願いをしまして、やっと昨日出てきたということです。また、それも見させていただけますけれども、最終的には、その判断過程があって、その部分について合理的ですよということを教育委員会で審議というか確認できるようなことが必要だと思いますので、今回、昨日いただきましたのでそれを踏まえて具体的に、何年生のどの何ページなど一応全てではないでしょうけれど、いただいたものを見て確認はしたいと思っています。そのような確認をした上で、次回の教育委員会会議で決定したいと考えてお

ります。次年度以降の次の機会のときに、単に抽象的にこれが少ない、SDGs の関連記載が少ないなどありますが、そうすると逆に二重丸をつける方にはこれがあるなど、そのようなことは示すようにしていただきたいと、次のときのための希望はしておきます。

【大西指導部長】 まず、森末先生からいただきました、特に答申への表現などそういったところで、いわゆる客観性などそういう根拠になるようなものがどういう基準でそういう表現になっているかというところは、やはりこれも来年度に向けてということにもなろうかと思います。異先生がおっしゃったように、その判断した基準も含めて、どういったことで、そういう客観的なデータだけで全部整理するのはなかなかこれもまた膨大なものがございますので難しいものがありますが、一定、そういう整合性が取れるような表現も含めて、また整理はさせていただきながら、次回の教育委員会会議でご意見を頂戴したときには、回答させていただけるような準備も改めて進めたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【栗林委員】 前回申しあげたことと同じことを繰り返すことになってしまいますけれども、基本的には第1地区から第4地区のそれぞれの特色に従って、先程から説明いただいているような重点化の視点が違っていたりすれば、当然選ぶ教科書も違ってくるところはあるにしても、皆さん共通しておられるのは、基本的な力については、子どもたちにはやはり保障できるようにしていきたいということは、それぞれはっきりと主張しておられるところです。これは私、今、学校生活そのものが検証されようとしている、この時期の非常に重要なことだと思っています。先ほどから先生のご指摘にもありましたけれども、通常は、やはり基本的な学力を保障するために何が必要なのですかということについては、4地区それぞれ意見交換がこれまでもされてきているということの認識に立っておりますので、この点については大きな変更はないものと思っていますが、やはり将来的に大事なものは、この教科書の選択も、皆さんご苦勞をされて選んでいただいていることが子どもたちに反映されて、その子どもたちが、やはり世界でそれぞれのその持ち味を生かして貢献していけるような、そういう人材に育っていくということが、我々ここに同席している者の共通の認識だと思います。目標でもあると思いますので、そのことがやはり生かせるようにしていくためには、平井委員もおっしゃっているように、教育振興基本計画にどう結びついていくのかというようなことも含めて、全体像をやはり問い質されたときに、基本的には、今の皆さんの選択していることは私自身は正しいと思っていますけれども、それを基に、では、子どもたちはどう育っていくのだということを説明できるような、そうし

た全体像というか、それをやはり提示していただくことが望ましいのではないかと考えておりますので、どうぞ、次回だけではなくて今後も含めて、そうした点でもご指導をいただけると、子どもたちにとってはプラスではないかなと思っております。

【大竹委員】 今の議論を聞いていて、確かに森末先生が言うように、やはり具体的にどこがどういうふうに違うかということ、説明してもらおうというのが大事ですけども、もう一つは、平井先生が言われたように、過去のこれまで使っているものと同じ出版社を選ぶ場合は、やはり今の新しい6者とか3者の中でこれが比較優位だということがあったとしても、過去と同じ出版社のものをを使うというときに、それなりに過去もこうだったし、あるいはこういった指導方法の中で、今回見ても比較優位はあるけれども、過去の教え方なりでもこういうふうに工夫されているというところがないと、過去と同じ出版社は基本的に同じような系統になってきますので、同じ出版社を使う場合は、その辺りの説明もあると我々も少し理解しやすいです。平井先生の指摘というのはそう言えばそうだなと。惰性に流されるという言い方は決してそうではないと思いますけれども、是非そういった面で、過去と同じ出版社とするという場合には、少しその辺りも何か記述があると有難いです。変えるというときは、やはり変える理由がそれだけあって、意図的に、能動的に変えるのでそれなりの理屈があると思いますけれども、同じ出版社を使う場合には、こういうことで今回も引き続き使うけれども、という理由があると、我々も納得し易いかなと思います。また次回に、もしそういった点も含めて説明があれば、お願いしたいと思います。

【大西指導部長】 ありがとうございます。次回の採択の際には、改めて我々も学校調査も含めて精査させていただきまして、今のような観点で、同様のものを継続してというようなところを特に点検をした上でご回答差しあげるように準備を進めたいと思います。

【森末委員】 今、大竹委員が言われたことを私も思っていてまして、やはり同じものを使うと、現職有利というか、既に使用しているから、教えるほうの立場からは、それを選びたいという動機が働くということもありますので、そういう意味では、同じ教科書を使い続けるというときには、使ってみたけれども、しかも今回見たけれど、やはり良いなというところは次回記述していただくなど、そういう観点で見たいと思います。

【多田教育長】 今日の説明の中で、それぞれの地区にふさわしい教科書採択になるようにということで、現場の声も尊重して、丁寧な調査研究をしていただいているという

ことは分かったと思いますが、いろいろと御意見、御質問があった中で、その地区ごとに選んでみた、そのプロセスであったり決定の根拠であったり合理的な説明ができるのかといったことで、様々な御意見も頂戴しましたので、そこは少ししっかりとお答えできるように整理をしていきたいと思います。次回は、公開案件として審議採択していくということになりますので、それだからということでもないですけれども、非常に大事な案件でもございますので、教育委員会としまして採択権者の権限責任の下で、適正かつ公正な採択、これがしっかりできるように、子どもたちが日々手に取って学ぶ、この教科書の前で学ぶというようなことを前提とした採択というのをしっかり行うというようなことで進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第 73 号「市会提出予定案件（その 5）について」を上程。

中林こども青少年局幼保施策部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立六反幼稚園については、近年の保育ニーズの高まりや少子化に伴い、園児数が大幅に減少している状況である。これを受けて、集団活動をはじめとする教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした市立幼稚園の適正化として、市立六反幼稚園の園児募集を停止し、令和 5 年度の 5 歳児が卒園することを以って廃止することを、この 1 月 24 日の教育委員会会議において確認いただいたところである。今回は、この市立六反幼稚園の廃園に伴う規定整備として、大阪市学校設置条例の改正を行うものであり、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日としている。なお、この時期に条例改正の議案を諮る理由としては、令和 6 年 4 月に向けた園児募集を本年 10 月に実施する為、それまでに廃園に伴う手続を実施するものとなっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第 21 号「市立幼稚園の認定こども園化モデル実施に係る認可等について」を上程。

中林こども青少年局幼保施策部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立幼稚園の認定こども園化については、令和 4 年 11 月及び令和 5 年 4 月の教育委員会会議で検討内容を説明し、いろいろな観点での助言、意見等を頂戴した。本日は、この間の検討進捗状況について報告する。基本的な考え方として、来春令和 6 年 4 月に市立幼稚

園2園、福島区の貫江田幼稚園と中央区の玉造幼稚園をモデル的に幼稚園型認定こども園に移行する。認定こども園への移行に伴い、現在の幼稚園から変更となる点が幾つかある。このため、認定こども園としての運営内容について教育委員会と協議を重ねるとともに、幼稚園の園長や公立保育所での勤務経験のある保育士等で構成されたワーキングチームなどで運営面での検討を進めてきた。今後の動きとして、本年10月に園児募集を開始するが、8月末より、各園で入園希望者への説明会を行う。それまでに現在検討している認定こども園での運営内容が本市の認定こども園の認定要件に適合していることを確認する為、こども青少年局設置の認可確認部会に諮る予定となっている。本日の教育委員会会議において、この間様々に検討、調整を重ねてきた認定こども園への移行に伴う2つの課題、教員の増員と勤務体制、給食の実施方法について報告し、各委員から意見をいただいた上で、認可確認部会に諮っていききたいと考えているので、よろしくお願いします。2園の認定こども園への移行後の定員数等であるが、移行後は3歳児から5歳児、各年齢2学級ずつ、合計6学級での運営となる。定員としては、幼稚園として利用される1号認定子どもは合計90人、新たに受入れを行う保育の必要性がある2号認定子どもは合計70人である。移行の特徴としては、3歳児クラスの新設、増設に加えて、4・5歳児クラスを現在の35人運営から30人運営とする。その上で、一つ目の課題、認定こども園に移行後の教員の増員と勤務体制について、学級数が増えるだけではなく、1日の教育保育時間が現在の8時間から11時間に長時間化すること、土曜日も開園すること、児童数の増加に伴って特別な支援を必要とする児童も増加することが見込まれることを踏まえて、幼稚園教諭の増配置が必要となる。幼稚園教諭の勤務日、勤務時間について、シフト勤務を導入する必要があるため、複数担任制とすること、そして主任はクラスを持たずに専任化して配置をする予定であることを踏まえて、2園で17人の増員を行う予定である。これだけの幼稚園教諭を確保するために、現在、幼稚園教諭として市立幼稚園に勤務する者だけではなく、公立保育所等で勤務する保育士のうち、幼稚園教諭免許を有する者も配置する予定にしている。これによって、公立保育所での保育経験と市立幼稚園での幼児教育経験を生かした認定こども園として運営することを期待している。認定こども園に勤務する幼稚園教諭は、シフト勤務や土曜勤務など、勤務体制がこれまでと変更となること、また、保育士は幼稚園教諭に任用替えとなり環境も変わることから、8月中にそれぞれの対象者に意向調査を実施し、その調査結果を踏まえ、選考等により認定こども園への人事異動を決定する予定である。なお、幼稚園教諭の勤務体制が変更となることに伴う規定整備については、改めて教育委員会

議に諮る予定となっている。二つ目の課題は、給食の実施方法について、保育を必要とする子どもを預かる場合は、施設側に給食を提供する義務があるため、今回の認定こども園への移行に伴って、当初はデリバリー方式による給食実施を予定していた。しかしながら様々な課題があり、保護者等からもデリバリー方式での給食について不安の声が多く寄せられたことも考慮して、親子方式による給食実施について再検討をした。親子方式としては、小学校との親子方式、公立保育所との親子方式を検討したが、いずれも多くの課題があり実施が困難であるため、最終的には市立幼稚園同士での親子方式の実施を検討している。市立幼稚園は給食提供を行っておらず、家庭から弁当を持参する園が多い状況であるが、西区の九条幼稚園と中央区の桃園幼稚園については、施設内に調理室があり給食調理が可能な状況となっている。この2園で調理したものを認定こども園となる2園に配送することで、汁物や野菜、果物を含めた幼児向けの給食提供が可能になることから、今回の認定こども園のモデル実施に基づく対応策として、認定こども園に移行する2園だけでなく、九条幼稚園と桃園幼稚園も含めた4園において、本市事業として給食提供を実施することを検討している。市立幼稚園4園での給食提供に関する事務の補助執行として、こども青少年局で担当すること、また、給食提供に伴う規定整備については、改めて教育委員会会議にお諮りする。これまでの教育委員会会議で説明させていただいた内容も含め、認定こども園の移行に伴って、現在の市立幼稚園からどのように内容が変わるのかを一覧にまとめ記載している。現在は、認定こども園に移行する2園では給食提供は行っておらず弁当を持参している。認定こども園に移行後は、1号認定子どもは水曜日が11時半降園のため、週4日の給食提供、2号認定子どもは月から金曜日の週5日の給食と土曜日を含むおやつの提供となる。今回はモデルとして認定こども園に移行しており、土曜日については、他の公立保育所等の状況を鑑みると利用者数が少ないことが想定されるため、当面は弁当を持参いただく予定としている。アレルギーのあるお子さんには除去により対応していくが、複雑なアレルギーを持つ子どもさんには弁当の協力をお願いする予定である。これまでの進捗状況も含めた今後のスケジュールについて、最初に申しあげたように、10月より園児募集が始まり、令和6年4月に認定こども園に移行する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 給食ですけれども、九条幼稚園と桃園幼稚園では調理室があるということですが、ここでは今まで、給食は提供していなかったのでしょうか。

【中林幼保施策部長】 大阪市としましては、調理室は作っております。実はPTA活動として給食調理を実施されているという実態があります。

【森末委員】 そういう意味では給食を作っている実績はあるということで、それを今後は大阪市が主体として給食をこの2園でも作ることにして、その分を貫江田幼稚園と玉造幼稚園に、それぞれ保温食缶を購入してそれで持っていく、そういう意味ですね。

【中林幼保施策部長】 そういうイメージになります。

【森末委員】 分かりました。ありがとうございます。

【栗林委員】 モデル園として今回認定して実行していこうという、モデル園という言い方は、非常に私は好感を持っています。ただ、これは将来的に日本の学校制度全体の中で、幼稚園だから子どもなので3歳児も入れるし、学校と考える必要もないのではないかという、そういう見方もあるかもしれませんが、子どもを育成していく大きな制度改革の一環というふうに、モデル園として考えていくことが望ましいのではないかと私自身は感じています。何故そのようなことを言うかということ、終戦後に海外の例を参考に学校制度を構築しながら、内実を作って優れた人材を輩出してきたというような国は少ないと思います。私、自分自身は専門がドイツ文学で、若いときはドイツを行ったり来たりしていて、子どももドイツの学校に行っていた時期もあるものですから、子どもたちも部分的にはドイツの学校へ行って、今は銀行や生命保険会社に勤めたりしています。やはり子どもたちの育成の仕方は、その国その国で非常に独自に考えているというのは世界の大きな流れだったと思います。そうした中で、今回、学校制度そのものを含めて小中一貫校であるとか中高一貫校であるとかあるいは大学も大きく変わっていくと思いますし、大学院も既に今、大きく変わりつつあるということで変えていっていますので、そうした中の一環として取り組んでいくという、そうした認識が必要ではないかと思っています。こちらに示されている条件で、幼い子どもたちに教室を建てるのだと、日常生活が大事だろうということはよく分かりますけれども、育成制度の中でこうした認定こども園がモデル園として、どういう意味を持つことが望ましいのか、あるいは必要なのかということについては、やはり議論していただいて、そして重点項目であるとか、あるいは将来育成にどう繋がっていくのだとかいうような点についてのご指摘もいただくと、保護者の方もさらに対応が変わってくる、そうした側面もあるのではないかと受け止めております。そうした面についての指摘や議論というのは、今後に向けて是非お願いできたらと思います。

【中林幼保施策部長】 貴重な御意見ありがとうございます。本当に園児数が減って

いる幼稚園も多数ございますので、そういった中で、こちらは160人規模の幼稚園型認定こども園が上手くレールに乗って、その子どもたちの育成の環境、こういった良い面があるのか、そして幼稚園の今後のあり方といったところにも反映できるような形で、現場の意見を吸い上げるようにして議論を進めてまいりたいと思います。貴重な御意見をありがとうございます。

【栗林委員】 よろしくをお願いします。

【平井委員】 教員の離職率を下げる取組を考えて欲しいです。幼稚園の場合、給与体系も含めていろいろな課題があると思いますが、離職率が全体的に増えていませんか。モデル園をつくるのであれば、海外ルーツを含む多様な園児と保護者への対応、そして何よりもグローバル化に対応する教育内容の精査が最大のポイントではないでしょうか。同時に、働き方改革も考慮し、役割分担の明確化と学校マネジメントシステムというところまで目線を持っていった方がより精度が上がるのではないかと考えます。

【中林幼保施策部長】 ありがとうございます。現場の職員の意見とか、特に始まってからのこの1年というのは本当に現場も大変だと思いますので、その辺り、目を配りながら意見集約してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【多田教育長】 今回の取組については、全体としてモデル的にモデル園としての取組ということでございますので、進める中で必要な検証や改善が必要であればそういったところでの対応もでてくると思います。子どもや保護者のそういった幼児教育、あるいは保育のニーズにしっかりと応えていくということで、今回、幼稚園型の認定こども園となるということでございますので、先ほど委員の先生方からも給食についてのお尋ねもございましたので、この辺り制度的に詰めて、今後必要な制度などに繋がるということになれば、また改めてご判断をいただくことが出てくるかと思います。保護者への説明も始まるということですので、折々にまたご報告なりご説明なりいただければと思います。

議案第74号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第76号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校主務教諭で、処分内容は、懲戒処分として戒告とする。事実の概要に

ついて、当該教諭は、令和5年6月、教室前の廊下で児童同士が背後から手を回し、相手を抱きかかえる遊びをしていたため、怪我に至る行為は止めるよう強い口調で注意をした際に危険である例示として、その遊びに関与していなかった当該児童の腕や腹部に触れ、当該児童を担ぎ上げたというものである。本件事案について、教室前の廊下で児童同士が背後から手を回し、相手を抱きかかえる遊びをしていた。当該教諭は危ないので止めるように口頭で注意した際に、その遊びに関与していなかった当該児童に対して、倒れる可能性があり危険であるということを例示するため、担ぎ上げる行為をしたということである。発覚の経緯として、保護者から学級担任に対して、当該児童が家で泣いており学校に行きたくないと話しているとの訴えがあった。校長は教頭とともに当該児童の学級担任から、前述の報告を受け、当該教員に対して聞き取りを行ったところ当該行為を認めた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本件について、今回のものを見ると遊びを止めさせるための例示としてということで、要は不適切な指導方法ではあるが、後云々で、遊びを止めさせるための例示としていた状況を考慮してというのはいかにも苦しいなという感じがしますが、そこら辺はどういうふうに見たらいいですか。何か追加の説明があればお願いしたいと思います。

【中野教職員サービス・監察担当課長】 処分量定の決定は、各基準表に基づいて指導の場面や体罰暴力行為の対応等、必要に応じて加重及び軽減し総合的に判断するというところがありますので、こちらに基づいて、処分量定の決定についての基本的な考え方に基くものとしてご提案させていただいているものです。

【大竹委員】 不適切と書かれると少し辛いなという気がしましたので、そこだけです。

【森末委員】 この文章を最初に見て、なるほどと思いました。ただ、この今回の事案で、何か、叩いたとか蹴ったなどいうのではなくて、子どもが遊びをしている一貫で、子どもに対する愛情表現でもすることだってあるわけですね。今回は危険な例示として、している行為自体は典型的な方法ではないですね。ただ、その受けた児童の方がかなりしんどくなったという、それはもう結果はかなりありますけれど、そういう意味では書き方の問題で、行為態様とか元々の動機などを考えると総合的に結局戻りますねというふう

な書き方のほうが目立たないのではないかなというのを思います。

【大竹委員】 書くとしたら、一方で関係児童による危険行為の遊びを止めさせるための例示として指導した状況を考慮した。あまり不適切な指導方法と書かれてしまうと何かしにくいなと思いますので、総合的にとした方が、いいのではないのでしょうか。

【多田教育長】 今日、ご意見いただきましたように、不適切なことではなく、そもそもの行為の目的であったり、その対応、結果なりということを考慮して、その上で総合的な判断として処分決定するというようなことで、少し文章の方を、修正をするということであるかと思います。

【上原教務部長】 承知しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案を一部修正のうえ可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
